平成22年度決算検査報告における 公共工事関係の指摘事例

たざわ ひさ お 田沢 会計検査院第3局国土交通検査第1課長

会計検査院は、憲法および会計検査院法に基づ き,国や国が出資している独立行政法人等,国が 補助金等を交付している都道府県・市町村等の平 成22年度の会計などを検査し、その結果を平成22 年度決算検査報告に取りまとめ、23年11月7日、 これを内閣に送付した。

平成22年度決算検査報告に掲記された指摘事項 等の総件数は568件で、そのうち公共工事の実 施,効果等に関するものは50件である(表参照。 関係事例の選別・分類は筆者の個人的見解によ る)。

本稿では、これら公共工事関係の事例を簡単に 紹介することとしたい。

なお以下、①「不当事項」は、法律、政令若し くは予算に違反し又は不当と認めた事項,②「意 見表示・処置要求事項」は、会計検査院法第34条 又は第36条の規定により、関係大臣等に対して会 計経理や制度、行政等について意見を表示し又は 是正,改善の処置を要求した事項,③「処置済事 項」は、検査において意見を表示し又は処置を要 求すべく指摘したところ、当局において改善の処 置を講じた事項、④「特定検査状況」は、検査報

(119,413百万円)

「3952億円〕

(128,817百万円)

[3953億円]

省庁・団体	設計	積算	施工	契約等経理	事業効果等	計
国土交通省	9件	4件	4件	3件	5件	25件
農林水産省	1			1	1	3
その他省庁	2	2		4	3	11
出資法人	6	1			4	11
△= L	10	7	Л	0	12	го

平成22年度決算検査報告における公共工事関係の指摘事項件数・金額

[—] (注) 1. 複数の態様に該当する事案については、主な態様により分類した。

(5,762百万円)

「その他省庁」の「事業効果等」の3件のうち1件は、11の府省等に関係するものである。

(174百万円)

[—]

3. 「指摘金額」は、不適切な設計や施工により所要の安全度や性能が確保されていない部分に係る工事費、不 経済・非効率な設計・仕様や過大な積算、不適切な契約処置により過大又は割高になっている積算額や契約 額,支払額,利用が低調となっている施設の整備費,活用されていない資金の保有額などである。「背景金額」 は、上記の指摘金額を算出できないときに、その事態に関する支出額や投資額の全体の額を示すものである。 なお、国庫補助事業の指摘金額・背景金額は事業費ベースで計上した。

(2,953百万円)

[1億円]

(514百万円)

(指摘金額)

[背景金額]

告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況である。また、金額は断わりのない限り指摘金額であり、国庫補助事業に係る事案の指摘金額・背景金額は事業費ベースで示した。



設計に関するもの

これらは、工事の設計が適切でなかったため、 構造物に求められる所要の安全度が確保されてい ない状態になっていた事態や、設置した設備の管 理運用を適時適切に見直していなかったため、不 経済になっていた事態である。前者の事態の発生 原因の多くは、設計業者の成果品に誤りがあった のに、発注者が看過したことによる。

【不当事項】

- ・浮桟橋の係留杭(鋼管杭)の設置工事で、実際 の支持層が設計で想定していた位置よりも浅か ったことなどから、鋼管杭の無防食部分の一部 が海水中に露出していたのに、露出部分に対し て設計を変更して防食処置を行う措置を執って いなかった(3566万円)。
- ・橋りょう工事で、所定の判定式により斜角の小さい斜橋であると判定されていることなどから、落橋防止構造を設置する必要があったのに、これを省略していた(2億0877万円)。
- ・道路の拡幅工事で、H鋼杭を建て込んで構築する山留壁について、設計計算では、腹起こし材を支えるためのブラケットとH鋼杭との溶接部の必要溶接長を530mmとしていたのに、設計図面を作成する際に、H鋼杭に溶接する部材の長さを誤って500mmとしていた(2610万円)。
- ・公営住宅団地の木造の集会所の建設で、柱と土 台等とを接合するための金物を選定する際のN 値計算を誤って、引抜き力に抵抗できない金物 を選定していた(2023万円)。
- ・道路工事で、請負人から提出された使用材料承 諾願による歩道の舗装色の見本が視覚障害者誘 導用ブロックの色と類似した色となっていたの に、これにより施工することを承諾していたた

- め、両者の輝度比が所要の値を大幅に下回っていて、容易に識別できないものとなっていた(2048万円)。
- ・河川改修工事で、堰の取付擁壁は、前面の水叩きなどが仮に流出しても安定である構造とすることとされているのに、護床ブロック等による受働土圧を考慮していて、地震時の滑動に対する安全率が安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった(1944万円)。
- ・河川改修工事で、鉄筋コンクリート構造の沈砂 池の斜路のスラブについて、一体となっている 側壁の目地に集中するひび割れの影響を受ける ものとなっているのに、ひび割れの対策を行う こととしていなかったため、斜路の耐久性等が 著しく低くなっていた(790万円)。
- ・港湾改修工事で、設計計算書では、吸収エネルギーが大きい高性能の防舷材を設置することとしていたのに、発注図面等において、寸法等を記載しただけで、必要とされる吸収エネルギー等の性能を記載していなかったことなどから、請負人が所要の性能を有しない防舷材を使用する旨の事前承認資料を提出し、発注者がこれを承諾し、設置していた(528万円)。
- ・簡易水道工事で、沈砂池及び配水池の底版等の 鉄筋コンクリートの部材について、レベル2地 震動時の断面の照査において設計水平震度を低 減していたにもかかわらず破壊モードの判定が 行われておらず、また、設計水平震度を低減し ない場合のせん断に対する照査も行われていな かった(3423万円)。
- ・復旧治山工事で、鋼製ふとんかごを積み重ねて 設置する護岸について、背面の全てに吸出し防 止材を設置することとしていなかった(1532万 円)。
- ・農道のブロック積擁壁の設計で、擁壁の頂部に 直接ガードレールを設置していたのに、車両が ガードレールに衝突する際の荷重を考慮してい なかった(159万円)。

【処置済事項】

・滑走路等の舗装工事で、航空機が安全かつ効率

的に離着陸や走行を行えるよう,航空法施行規則により滑走路等の横断勾配の最大値が規定されているのに,設計基準や特記仕様書に規定勾配以内とするよう明記されていないため,10工事で規定勾配を超える箇所が生じていた(4359万円)。

・自動車から排出されるばい煙等が大幅に減少したことに伴い高速道路トンネル内の視環境が改善されていることや、時間帯などを踏まえて、路面輝度を減じることとして、照明設備の適時適切な管理運用を行う必要があったのに、速やかな見直しなどが実施されていなかったことから、79トンネルに係る電力量料金の支払が過大となっていた(6件、計7561万円)。



積算に関するもの

これらは、経費等の積算が過大であったため、 契約額が割高になっていた事態であり、工事費に 係るものと補償費に係るものがある。

(1) 工事費に係るもの

【処置済事項】

- ・地上デジタルテレビ放送への移行に伴う難視聴解消のための辺地共聴施設整備事業537事業で,施工業者自身が定める価格による見積書を徴することなく,国が定めた標準価格に基づく見積書のみを徴して割高な契約を締結していた(2億5980万円)。
- ・公立の義務教育諸学校等施設の整備に係る安全・安心な学校づくり交付金事業において,107府県・市町村で,契約金額でなく,設計金額等に基づいて事業費を算定していた(52億7203万円)。
- ・高速道路の照明柱に添架する工事用PR看板の 取付工費及び撤去工費の積算で、高所作業を必 要としない箇所について高所作業を前提とした 単価を適用したり、高所作業を必要とする箇所 について1日当たりの施工枚数が作業効率を考 慮した取付け高さに対応するものとなっていな

かったりなどしていて、9契約で積算額が過大となっていた(6010万円)。

(2) 補償費に係るもの

【不当事項】

- ・港湾改修事業で、上水道の配水設備の移設補償に当たり、水道事業者が要する移設工事費に係る消費税については、課税仕入れに係る消費税額として課税売上高に係る消費税額から控除の対象となり、実質的に負担しないこととなるのに、その消費税相当額を加算していた(394万円)。
- ・道路整備に支障となる鉄筋コンクリート造り共同住宅の移転補償に当たり、延床面積にベランダ等の実面積の2分の1を加算すべきであったのに、実面積を加算したものを基に、く体のコンクリート量を算出するなどしていた(365万円)。
- ・観光交流センターを整備するために既存建物の 一部を購入するに当たり、購入分に係る上部く 体のコンクリート数量の算出を誤ったり、諸経 費率の適用を誤ったりなどしていた(717万円)。

【意見表示・処置要求事項】

・道路整備に伴う建物の移転補償に当たり、キュービクル式の受変電設備は、建物と一体でなくても機能するもので、取り外して移設することが容易な特徴を有し、その更新期間は一般に建物の標準耐用年数に比べて短いものとなっていることから、建物と一体の建築設備として移転補償費を算定するのではなく機械設備として算定するのが合理的で、移転補償費も低減されるのに、34件36基で建築設備として算定していた(1億5584万円)。



施工に関するもの

これらは、工事の施工が設計と相違していて、 構造物の所要の安全度が確保されていなかったも のである。原因は、請負人の粗雑な施工や設計へ の理解不足と、発注者の監督・検査不十分である。

【不当事項】

- ・橋りょう工事で、橋台のフーチングと鋼管杭と の結合部は、平鋼のずれ止め材を鋼管杭の内面 に全周すみ肉溶接で接合することとされている のに、仮止め程度の溶接により施工していた (1億3209万円)。
- ・木造の公営住宅建設工事で、設計で一方向筋交いを設置することとしていた壁に設計と異なるたすき掛け筋交いを設置していた。このため、柱と土台等との接合金物が引抜き力に抵抗できないこととなっていた(1043万円)。
- ・道路法面に吹き付けたモルタルの吹付け厚さが 許容される平均吹付け厚さを下回っていたり, モルタル吹付層が地山に密着していなかったり などしていた。そして,モルタルに多数の亀裂 が発生していた(290万円)。
- ・橋りょう工事で、橋台の基礎杭を設計図書に示された深さまで打設した後、先端の支持層の確認に当たり、請負人が現地の土質である風化して土砂化した花こう岩ではなく、粘性土を対象とした土質試験の方法による結果に基づき、良好な支持層であると発注者に報告し、発注者もその報告を承認していた(2928万円)。



契約等経理に関するもの

これらは、工事に係る契約等の経理が法令に違 反する不適正な事態や競争性のない契約となって いた事態などである。

【不当事項】

- ・鉄道と一体的な整備を行っている道路工事の一環として、鉄道事業者に高架橋、トンネル等の築造を委託して行った工事で、契約の履行の確認を行っていないのに、委託工事が完了したとする検査調書を作成して鉄道事業者における実績額を上回る委託工事費を支払ったり、返還の手続をとるべき実績額との差額について翌年度の費用に充てたりなどしていた(17億0605万円)。
- ・街路事業で、トンネル本体の工事においてトン ネル直上に埋設されている送水管の沈下対策工

- を追加で行わせ完了していたのに、設計変更手続による場合は、当該工事の落札率(47.2%)が適用されることから、請負人が難色を示したため、沈下対策工について、虚偽の契約書等を作成するなどして、別途随意契約(落札率99.7%)によったとする偽装を行って追加工費を支払っていた(4億9770万円)。
- ・刑務施設の保護室棟等新営工事で、年度内に完 了しないことが明らかであるのに、事実と異な る工期で契約を締結して実質的に翌年度にわた る債務負担を行うなどしていた(4件、計2億 4848万円)。

【意見表示・処置要求事項】

- ・道路と鉄道とが交差する箇所等で道路に関する 工事を鉄道事業者に委託している道路管理者等 9県市が、委託工事の管理費の内訳等を確認し ないまま精算していたり、こ線橋の橋桁の製作 及び運搬を架設と分離して自ら発注することが 可能であるのに鉄道事業者に委託していたりな どしていた(指摘金額1億5227万円:内容の確 認を適切に行っていなかった管理費等、背景金 額1億2535万円:鉄道事業者に橋桁の製作及び 運搬を委託していた工事費)。
- ・森林整備又は治山の一環として行う植栽,下刈り、間伐等の造林事業で、237道府県・市町村等が随意契約により事業を発注していた。一方、随意契約から競争入札に切り替えていたA市では、落札率が5ポイントから11ポイント低下していた。また、同一の市町村管内の事業について落札率を比較してみると、随意契約の方が競争入札より平均3ポイント高くなっており、競争の利益を享受していないと認められた(3億4865万円)。



事業効果等に関するもの

これらは、事業効果の発現が十分でない事態であるが、その原因についてみると、事業計画などの整備段階に問題があるものと、整備後の管理・利用に問題があるものがある。また、公共工事関

係の資金について、需要が少なく、使われないま まとなったり滞留すると見込まれたりしている事 態もある。

(1) 施設等の整備段階に係るもの

【意見表示・処置要求事項】

- 道路、駅前広場等の生活関連経路における移動 等円滑化に係る事業の実施に当たり、①市町村 において施設設置管理者と連携した一体的な取 組がなされておらず, 歩道に視覚障害者誘導用 ブロック(誘導ブロック)を整備したのに隣接 する生活関連施設の案内設備までの間の誘導ブ ロックが未整備で効果が十分発現していない事 態、②エレベーターの寸法が移動等円滑化基準 を満たしていなかったり、バス停留所の位置が 歩道の曲線部でバスを正着させることができず スロープ板を使った乗降ができなかったり、歩 道の車両乗入れ部の勾配が移動等円滑化基準を 満たしていないのに移動等円滑化に係る事業を 行わないこととしたりしている事態、③誘導ブ ロック等を整備した歩道の占用工事等で、仮設 の誘導ブロックを敷設することを占用許可条件 等としていない事態, ④歩道拡幅等の移動等円 滑化に資する踏切道拡幅工事で, 鉄道事業者と の間で十分な検討及び協議を行わないまま道路 管理者が障害物検知装置の設置費用を負担して いる事態が、検査した16都道府県及び130市区 町の多くで見受けられた(指摘金額14億4804万 円:移動等円滑化基準に定める寸法を満たさな いエレベーターに係る事業費等、背景金額2112 億円:平成13年度から22年度までの間に作成し た基本構想に基づくなどして実施した移動等円 滑化に係る事業費)。
- ・鉄道駅等の移動等円滑化について、国は、平成 22年までに、1日当たり利用者数が5,000人以 上の駅全てについてエレベーター等による高齢 者、障害者等の円滑な通行に適する経路を確保 するなどの目標を定めており、鉄道事業者等が 旅客施設等を新設等するときには、移動等円滑 化基準に適合させなければならない。しかし、

- 54鉄道事業者の405駅において,傾斜路の勾配部分が接続する通路との色の明度等の差により容易に識別できなかったり,階段等の手すりに点字による案内が貼付されていなかったり,誘導ブロックが手すりを手にした場合に触れることができない距離にあったり,駅の構造や主要設備の配置を音,点字等により示す触知案内図が整備されていなかったりなどして,移動等円滑化基準に適合しておらず,整備の効果が十分に発現していないなどしていた(5件,背景金額計923億円:整備の効果が十分に発現していないなどの駅における移動等円滑化のための設備の整備に係る事業費)。
- ・国営東郷土地改良事業の一環として昭和52年度 から築造を開始した東郷ダムは、平成10年度ま でに2回試験たん水を行ったが、想定を上回る 漏水が確認され、安全に貯水することができな い状態となっている。そして、東郷ダムの改修 等を行うために、14年度から国営ふらの土地改 良事業を実施しているが、ダムの改修は、堤体 の改修工法が確定せず着工に至っていない。ま た、東郷ダムに係る21年度までの事業費支出額 は計189億円となっており、このうち最初の試 験たん水を中止した6年度以降に107億円が支 出され、このうち47億円は測量及び試験費とな っている。そして、当局は、アスファルト表面 遮水壁工法による改修を行えば漏水量を設計基 準値以下に抑えられるとしているが、その工事 費128億円は再築造に要する工事費142億円に匹 敵するものとなっている。しかし、多額の測量 及び試験費を費やした現在も漏水メカニズムは 解明されておらず、今後は、事後評価の対象と して、他の水源確保の方法と比較した上での慎 重な判断が求められる(指摘金額343億0973万 円:両国営事業の事業費支出額)。

【特定検査状況】

・11府省等が管理者等として契約を締結した55件のPFI事業を対象として検査したところ、①PFI事業として選定する段階において行うVFM評価に当たり、評価に大きな影響を与えると思料

される割引現在価値換算に用いる割引率 (0.9 ~ 4%) の設定の考え方や計算方法等について、また、②物価変動に伴う契約金額の改定に当たり、改定の基準とする物価指数の算出方法が変更されたことに伴う契約金額の改定方法について、いずれも管理者等により差異がある状況が見受けられたものの、この状況が合理的なものであるか確認できなかった。今後も引き続き、PFI事業がその実施に関する基本方針に定められた原則等に基づき実施されているか、また、上記の差異が合理的なものであるかなどについて検査していく。

(2) 施設等の管理・利用に係るもの

【不当事項】

・補助事業により取得した下水道用地を国土交通 大臣の承認を受けずに有償で譲渡したり、貸し 付けたりなどし、譲渡額、貸付料等に係る補助 金相当額の国庫納付を行っていなかった(1億 6740万円)。

【意見表示・処置要求事項】

- ・港湾整備事業により整備した重要港湾の岸壁で、船舶の大型化傾向により大水深岸壁を整備したものの航路及び泊地の整備がこれに対応していなかったり、貨物需要が十分見込めるものの所要の静穏度が確保されていないため荷役障害が発生していたり、連続するバースからなり供用までに長期間を要する岸壁の整備を一括して行っていたことから貨物需要の動向の変化に対応できていなかったりしていたため、4港8岸壁の利用が低調となっていた(161億5819万円)。
- ・大規模地震発生直後の緊急物資輸送対応及び幹線貨物輸送対応のために整備した耐震強化岸壁等で,港湾管理者等が,耐震強化岸壁背後の荷さばき地等に大規模地震発生直後の利用に支障を来すおそれのある消波ブロックやケーソン等の構造物等を存置するなどしていたり,旧技術基準に基づき設計された耐震強化岸壁について耐震性能の再点検を行っていなかったり,耐震

強化岸壁上に設置されたクレーンについて免震 化対策を行っていなかったりしている事態が17 港湾管理者が管理する耐震強化岸壁で見受けら れた(背景金額917億円:背後の荷さばき地等 が適切に運用及び管理されていない耐震強化岸 壁の事業費等)。

(3) 資金の活用に係るもの

【意見表示・処置要求事項】

- ・大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等のうち、都道府県が指定した医療機関の耐震化整備を行うための基金について、医療機関等において、診療を継続しながらの耐震補強では十分でないことが判明し、新築移転を検討しなければならないような大幅な計画の見直しが必要になったことなどにより、指定を辞退したり、指定後に耐震化整備の実施を辞退したりしたため、一部の基金が不要となっている(16億2985万円)。
- ・原子力発電施設等の設置を円滑に進めるために、立地市町村の公共用施設整備事業費等に充てる電源立地地域対策交付金の一部に対応できるようあらかじめ資金として積み立てることにされたエネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金(整備資金)について、東日本大震災による原子力発電所の事故等により、整備資金の積立ての対象とされている14基の原子力発電施設のうち、着工済みの3基以外は着工までに今後も長期間を要し、整備資金に係る需要が増大する時期についても更に遅れることが見込まれ、当面需要が見込まれない多額の資金が滞留している(657億円)。

以上に紹介した事例を含め、会計検査院の指摘 事項等について、詳しくは検査報告をご覧いただ きたい(会計検査院ホームページに全文掲載)。

最後に、受検庁その他の関係者の皆様には、これらの事例を参考にされて、適正かつ効率的・効果的な事業の実施に努めていただくようお願いする次第である。